

三菱UFJ 欧豪リートファンド(毎月決算型) 約款変更に関する Q&A

1. 約款変更の内容について

Q1. この約款変更は、どのような内容ですか？

A1. 三菱UFJ 欧豪リートファンド(毎月決算型)(以下、当ファンドといいます。)は、リート1銘柄あたりの投資割合を最大30%と制限しておりますが、この制限を撤廃する約款変更です。

Q2. なぜ投資割合の制限を撤廃する必要があるのですか？

A2. 当ファンドは、それぞれオーストラリアとヨーロッパのリート指数へ連動する成果をめざす二つのマザーファンドに投資しているファンド¹です。当ファンドが投資対象とするオーストラリアのリート指数において、構成比率が最大の銘柄である「ウエストフィールド・グループ²」の割合が市況動向の変化(Q3をご参照ください。)により上昇する傾向にあります。その結果、当ファンドからみた同銘柄への実質投資割合もそれに伴って上昇する傾向にあり、当ファンドの約款に記載されているリート1銘柄あたりの投資割合の制限(最大30%まで)に抵触する可能性が出てきたことによります。

	2007/6	2007/12	2008/6	2008/12	2009/3	2009/6	2009/12
当ファンドからみた ウエストフィールド・グループの 実質投資割合	14.7%	18.0%	20.6%	20.4%	23.5%	21.2%	17.9%

当ファンドに限らず、投資信託の本旨である「分散投資」の観点から、委託会社の判断で1銘柄あたりの投資割合に制限を設けているファンドは多くあります。当ファンドにおいても、この理由に加え、設定当時の投資信託協会の規則³に基づき、リート1銘柄あたりの投資割合を最大30%とする制限を設けておりました。しかし、市況動向の変化を受け、この制限を撤廃することが受益者の皆様の利益に資するものと判断いたしました。

1 「三菱UFJ」欧豪リートファンド(毎月決算型)は、ヨーロッパ・リート・マザーファンドおよびオーストラリア・リート・マザーファンドを通じて欧州各国およびオーストラリアのリートへの投資を行い、信託財産の成長をめざすファンドです。投資対象であるこれら2つのマザーファンドは、それぞれの地域のリート市況を示す代表的な指数であるS&PヨーロッパREITインデックス(配当込み、円換算ベース)および「S&P/ASX200 A - REIT Index(配当込み、円換算ベース)」と連動する成果をめざすファンドです。また、当ファンドにおける欧州およびオーストラリアへの基本投資割合については、70%程度を上限に、委託会社がそれぞれのリート市場規模を勘案して決定し、原則として年1回見直しを行います。

当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。/当資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。/当資料中のグラフ・数値等は、過去の実績・状況であり、将来の市場環境等や運用成果等を示唆・保証するものではありません。
当資料は、当ファンドの約款変更の内容をお知らせするために三菱UFJ投信が作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。

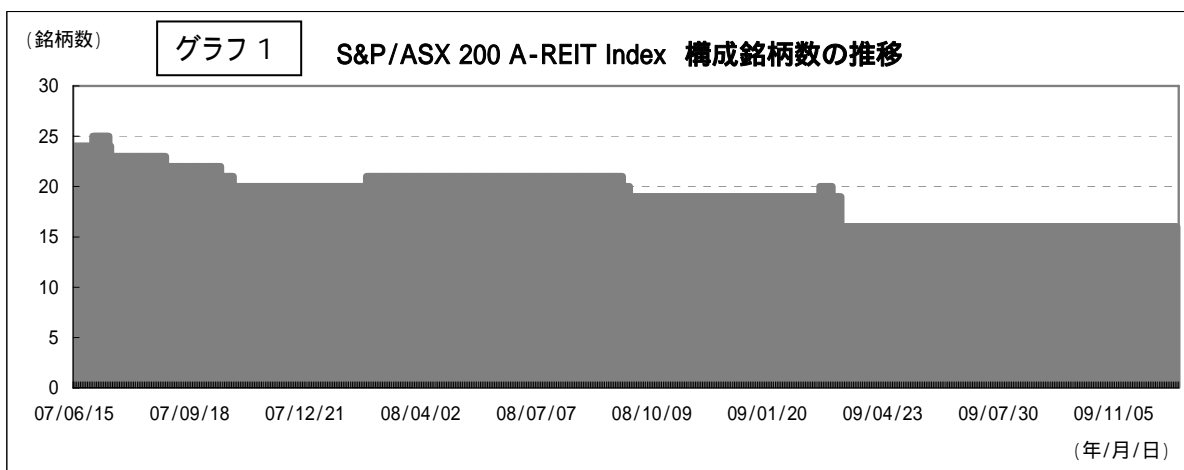
- 2 「ウエストフィールド・グループ」は、豪州リート市場で最大の規模を誇り、S&P/ASX 200 A-REIT Indexにおいて約40%のウェイトを占めます(2009年12月末)。豪州国内を始め、アメリカ、イギリスなどへ100件を超えるショッピングセンターに投資しており、世界的規模を誇るリートです。
- 3 投資信託協会の規則にあった当該制限は、現在、撤廃されています。

Q3.オーストラリアのリート市場における「市況動向の変化」とは何ですか？

A3.<市況動向の変化>

2007年後半のサブプライムローン問題以降、世界的な金融不安・景気後退懸念が拡大したことを受けてリートの財務面に対する警戒感が強まる中、オーストラリアのリーートのなかでも負債比率の高い銘柄の株価が大きく下落したことでS&P/ASX 200 A-REIT Index(配当込み)(以下、当該指数といいます。)におけるこれらの銘柄の構成比率が下がりました。

この状況に加え、このような負債比率の高い銘柄の中には、当該指数の構成銘柄から除外されるものもあり、当該指数の構成銘柄数は減少しました(「グラフ 1」をご参照ください。)。結果として、相対的に財務内容が良好な、「ウエストフィールド・グループ」をはじめとする大型の銘柄の構成比率が上昇しました。

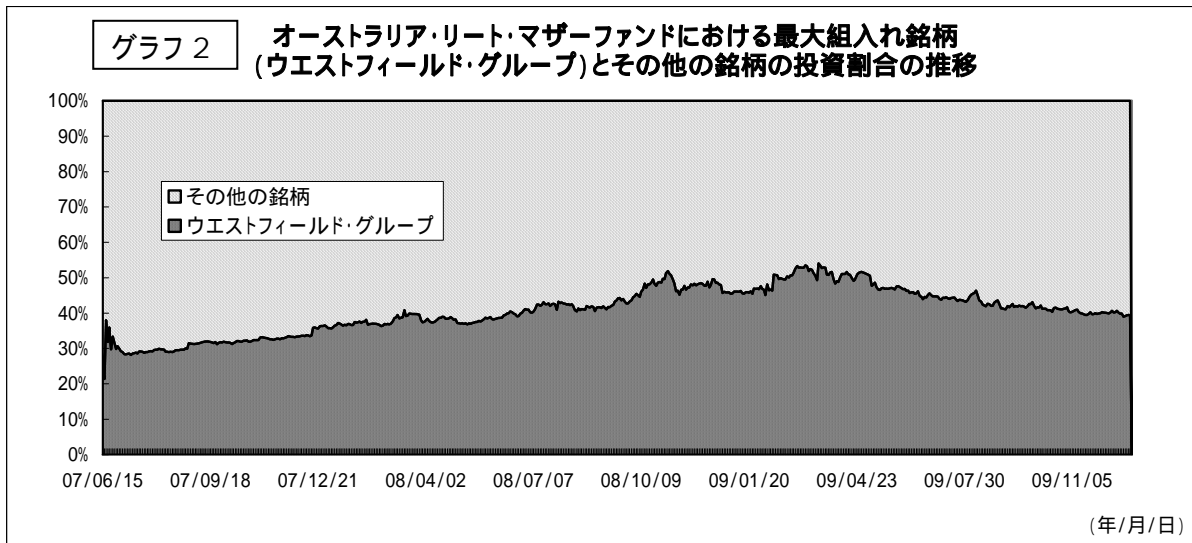


<当ファンドへの影響>

オーストラリア・リート・マザーファンドは、当該指数に連動する運用成果を目指しているファンドであるため、当該指数の構成比率に準じた投資割合で銘柄を組入れています。したがって、上記の市況動向の変化に合わせ、オーストラリア・リート・マザーファンドにおける「ウエストフィールド・グループ」の投資割合も高まってきています(次頁「グラフ 2」をご参照ください。)。

このことから、オーストラリア・リート・マザーファンドを組入れている当ファンドにおいても、「ウエストフィールド・グループ」の投資割合が一時的に高まり、当ファンドにおける投資割合の制限に抵触する可能性がございました(当ファンドにおける「ウエストフィールド・グループ」の投資割合の推移については、Q1をご参照ください。)。

当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。 / 当資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。 / 当資料中のグラフ・数値等は、過去の実績・状況であり、将来の市場環境等や運用成果等を示唆・保証するものではありません。
当資料は、当ファンドの約款変更の内容をお知らせするために三菱UFJ投信が作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。



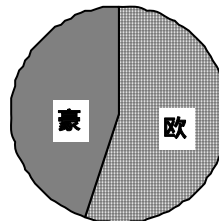
Q4.投資割合の制限を撤廃しないとうなるのですか？

A4.投資割合の制限がなければ享受できるはずの当ファンドの値上がりが、十分に享受できない可能性が想定されます(詳細は、下記をご参照ください。)

<1.現状>

当ファンドは、ヨーロッパ(以下、欧)、オーストラリア(以下、豪)の各リートの市場規模を勘案してそれぞれの投資割合を決定します。

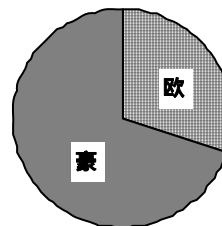
	市場規模の割合	投資割合
欧	55	55
豪	45	45



<2.欧リートと豪リートの市場規模の割合が 30:70 になったと仮定した場合>

市況が変化し、豪リートが欧リートに対して市場規模が拡大したと仮定すると、市場規模に応じた比率で投資割合を見直します。

	市場規模の割合	投資割合
欧	30	30
豪	70	70



当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。/当資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。/当資料中のグラフ・数値等は、過去の実績・状況であり、将来の市場環境等や運用成果等を示唆・保証するものではありません。
当資料は、当ファンドの約款変更の内容をお知らせするために三菱UFJ投信が作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。

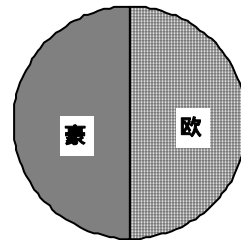
指数における最大銘柄の構成比率が高い場合

例えば、豪リート指数における最大銘柄 A の投資割合が 60%だとすると

a. 投資割合の制限 30%がある場合

当ファンドのリート 1 銘柄あたりの投資制限に抵触しない範囲で豪リートへの投資割合を決定する必要があるため、当ファンドからみた最大銘柄 A の投資割合が 30%以下になるように、欧・豪の投資割合を調整することになります。したがって、豪への投資割合を市場規模の割合と連動させることができなくなります。

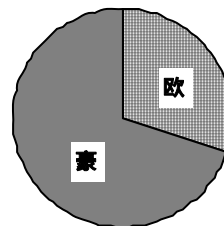
	市場規模の割合		投資割合	
欧	30	30	50	50
豪	70	70	50	50



b. 投資割合の制限 30%を撤廃した場合

指数における 1 銘柄の投資割合が上昇した場合でも、市場規模の割合と同じ投資割合で投資することができます。

	市場規模の割合		投資割合	
欧	30	30	30	30
豪	70	70	70	70



上記2- - a にあるように、投資割合の制限がある場合、より規模の大きい市場の投資割合を下げざるを得ず、投資割合の制限がなければ享受できるはずの当ファンドの値上がりが、十分に享受できない可能性が想定されます。

上記のシミュレーションは、投資割合の制限についてご説明するための例であり、実際の投資割合や実績、将来の見直し等を示すものではありません。実際の各マザーファンド受益証券への基本投資割合については70%程度を上限に、委託会社が欧州およびオーストラリアのリート市場規模を勘案して決定し、原則として年1回見直しを行います。見直しにあたっては、各リート市場の配当利回り等を勘案する場合があります。市場規模の割合と投資割合は必ずしも一致するものではありません。

Q5.これまでに1銘柄あたりの投資割合の制限に抵触したことはありますか？

A5.設定から平成22年2月現在まで、投資割合の制限に抵触したことはありません。また、この投資割合の制限が、運用の基本方針に影響を与えたこともありません。

当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。/ 当資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。/ 当資料中のグラフ・数値等は、過去の実績・状況であり、将来の市場環境等や運用成果等を示唆・保証するものではありません。
当資料は、当ファンドの約款変更の内容をお知らせするために三菱UFJ投信が作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。

Q6.約款変更により、運用方針は変わりますか？

A6.この約款変更は、商品性を維持するためのもので運用方針は変わりません。今後ともファンドの運用方針に沿った運用を継続してまいります。

当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。/当資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。/当資料中のグラフ・数値等は、過去の実績・状況であり、将来の市場環境等や運用成果等を示唆・保証するものではありません。
当資料は、当ファンドの約款変更の内容をお知らせするために三菱UFJ投信が作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。

2. 重大な約款変更に係る手続きについて

Q1. 「重大な約款変更」とは何ですか？

A1. 約款変更とは、ファンドの運用方針や、投資制限、分配方針等の商品性を定めている「信託約款(目論見書に掲載されています。)」を変更することをいいます。中でも、法令で定められている「重大なもの」に該当する約款変更を「重大な約款変更」と呼びます。本件は、ファンドの投資制限の変更であり、「重大なもの」に該当するため、「重大な約款変更」の手続きをとることとなります。

「重大な約款変更」は、法令により、「変更しようとする旨及びその内容を公告し、これらの事項を記載した書面を受益者に交付しなければならない。」と定められているため、このたびお客様に本件の「お知らせ」をお送りしています。また、約款変更の内容にご異議のあるお客様は、その旨を申し立てることができます。

Q2. 必要な手続きはありますか？

A2. この約款変更にご同意されるお客様は、特にお手続きの必要はございません。

Q3. 異議申立とは何ですか？

A3. 重大な約款変更の場合、約款変更の内容にご異議のあるお客様は、その旨を申し立てることができます。異議申立を行ったお客様の受益権の口数の合計が、公告日現在の受益権総口数の2分の1を超えた場合は、約款変更は行いません。

Q4. 異議申立の仕方を教えてください。

A4. 異議申立書を委託会社(三菱UFJ投信)に送付することで異議申立を行うことができます。詳しくは、別添の「異議申立・買取請求のお手続きについて」をご参照ください。

以上